1 職員の採用の状況(平成31年4月1日)

(単位:人)

区分	試	験の種	類	選考	合 計	
	上級	中級	初 級	医石		
一般職	2 0	8	1 2		4 0	
事務職	2 0	_	1 1	_	3 1	
技 術 職		8	1		9	
技 能 職	_	_	1	_	1	

2 再任用職員の採用の状況(平成31年度)

(単位:人)

区分	常時勤務	短時間 勤務	合 計
一般職	2	1 8	2 0
事 務 職	_	1 5	1 5
技 術 職	2	3	5
技 能 職	5	4	9

- 備考 (1) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は 第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状 況である。
 - (2) 再任用の期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

3 退職の状況 (平成30年度)

(単位:人)

	- 15 → 17				その他				
定年退職	応募認 定退職	普通退職	分限退職	懲 戒免 職	失 職	死 亡 退 職	任期満了	再任用後 の離職者	合計
1 7	3	7	-	-	_	_	8	7	4 2

- 備考 表中に掲げる用語の意義は次のとおりである。
 - (1) 定 年 退 職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による離職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の離職
 - (2) 応募認定退職 定年前に退職する意思を有する職員の募集に応募し、任命権者から 当該応募による退職として認定を受けた退職
 - (3) 普通退職 自己都合による退職
 - (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による退職
 - (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
 - (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職

- (7) 任 期 満 了 任用期間満了による退職
- (8) 再任用後の離職者 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6の規定に 基づき再任用され、定められた任期が満了したことによる退職

4 職員数の状況

(1) 部門別職員数(各年4月1日現在)

(単位:人)

		区	分	職	員 数	対 前	年	ナシ海海田
部門	月			平成30年	平成31年	増減	数	主な増減理由
		議	会	7 ()	7()	()	
		総務	• 企画	116 (5)	115 (7)	△1(2)	業務量勘案
普		税	務	47 ()	47 ()	()	
首	— <u>-</u>	労	働	2()	2()	()	
通	版行	農林	水産	29(1)	30()	1 (∠	△1)	業務量勘案
会	般行政部門	商	工	35()	33(1)	△2(1)	派遣の終了等
	闁	土	木	48 (2)	48 (3)	(1)	
計		民	生	148 (5)	150 (5)	2 ()	保育園の業務量勘案等
部		衛	生	45 (1)	45 ()	(/	△1)	
門		i	 	477 (14)	477 (16)	(2)	
1 1		教育部	門	131(4)	138 (5)	7 (1)	幼稚園の業務量勘案等
		消防部	門					
		小	計	608 (18)	615 (21)	7 (3)	
、分		水	道	()	()	()	
会営		下 水	道	14(2)	13(1)	△1(∠	△1)	
会計部門		その	他	24()	24()	()	
等		小	計	38(2)	37(1)	△1(∠	△1)	
	合	計		646 (20)	652 (22)	6(2)	

備考 ()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(2) 一般行政職級別職員数(平成31年4月1日現在)

(単位:人)

区分	標準的な職	職員数	構成比	前年構成比	H26.4.1構成比
1級	主事・技師	39	10. 0	7. 3	10. 9
2級	主査	52	13. 3	14. 5	12. 2
3級	主任	125	32. 1	31.8	30. 1
4級	係長	79	20. 3	21. 2	21. 3
5級	課長補佐	48	12. 3	12. 7	13. 0
6級	課長	34	8. 7	9. 1	9. 3
7級	部長	13	3. 3	3. 4	3. 2
	計	390	100	100	100

備考 再任用職員を除く。

(3) 技能労務職級別職員数(平成31年4月1日現在)

(単位:人)

区分	職員数	構成比	前年構成比	H26.4.1構成比
1級	6	10. 2	9.8	6. 2
2級	7	11. 9	11. 5	7.8
3級	5	8. 5	6. 6	7.8
4級	0	0	0	6. 3
5級	41	69. 4	72. 1	71. 9
計	59	100	100	100

備考 再任用職員は除く。

(4) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)

	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
概貝数	7	36	64	103	81	85	72	50	60	50	37	7	652

(5) 職員数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人)

年度	3	25	26	27	28	29	30	31	合計
職員数	822	640	631	652	649	632	646	652	
前年比	(△188)	6	△ 9	21	△ 3	△ 17	14	6	△170

備考 ()内は平成3~24年度の職員の増減

人事評価の状況

1 人事評価の状況

評定の回数	1回
評定の時期	3月
評定の対象職員	全職員

給与の状況

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出総額 A	実質収支	人件費 B	人件費率
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	B/A (%)
平成30年度	92, 260 (91, 588) (H31. 3. 31現在)	38, 926, 341	513, 024	4, 899, 069	12.6
平成29年度	92, 584 (92, 039) (H30. 3. 31現在)	37, 622, 823	389, 525	4, 814, 594	12.8

備考 住民基本台帳人口には外国人を含む。()内は日本人の人数である。

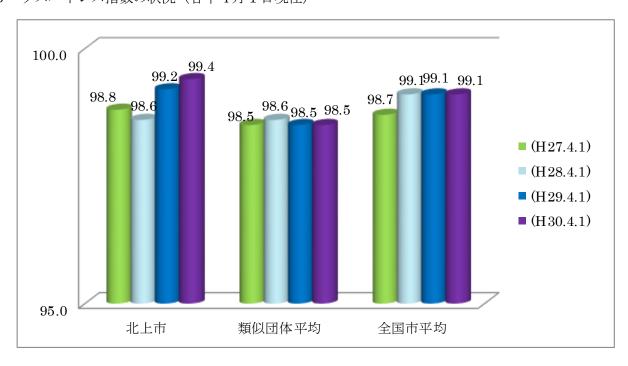
2 職員給与費の状況(普通会計決算)

	職員数					一人当たりの
区分	[A]	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 [B]	給与費 [B/A]
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度	608	2, 124, 094	357, 248	826, 516	3, 307, 858	5, 441

備考 (1) 職員手当には退職手当を含まない。

(2) 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

3 ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較 するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国

- の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。なお、北上市の類似団体には、宮城県気仙沼市、秋田県大館市、山形県米沢市、福島県白河市、福島県南相馬市等、全国で90団体が該当する。
- 4 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

(1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北上市	38.9歳	303, 463 円	373, 739 円	329, 781 円
国	43.4歳	329, 433 円	_	411, 123 円

(2) 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北上市	45.8歳	295, 591 円	321, 027 円	312, 808 円
国	50.9 歳	287, 312 円	_	329, 380 円

- 備考 (1) 表中「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本 給の平均である。
 - (2) 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 - (3) 表中「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

5 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		北上市	国	
一般	大学卒	182, 300 円	(総合職) 194,000円 (一般職) 180,700円	
行政職	高校卒	149, 900 円	148, 600 円	
技能	高校卒	152,000 円	146,000円	
労務職	中学卒	139, 200 円	138,000円	

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般	大学卒	259, 229 円	301, 220 円	355, 625 円
行政職	高校卒	215, 388 円	254, 775 円	321, 550 円
技 能	高校卒	208, 783 円	229, 425 円	310, 725 円
労務職	中学卒	_	_	_

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業 後直ちに採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

7 昇給への勤務成績への反映状況

昇給日前1年間の勤務状況をもとに、昇給への勤務成績の反映を行う。

8 職員の手当の状況

(1) 期末手当·勤勉手当

北上市	国
1人当たり平均支給額(平成30年度)	
1,444 千円	_
(平成30年度支給割合)	(平成30年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.60 月分 1.85 月分	2.60 月分 1.85 月分
(1.45 月分) (0.90 月分)	(1.45 月分) (0.90 月分)
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5~15%	役職加算 5~20%
	管理職加算 10~25%

備考 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

基準日以前6か月以内の期間における勤務成績に応じて、勤勉手当を支給。

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

	北上	市		玉	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算技	措置 定年前早期	退職特例措置	その他の加算	措置 定年前早期	退職特例措置
(2%~45%加算)				(2%~45%)	µ算)
1人当たり平均支給	額 1,204千円	18,643千円			

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給 実績(平成	0 千円		
支給職員1人当たり平	0 円		
支給対象地域	支給対象地域 支給率 支給対象職員数		国の制度 (支給率)
東京都特別区 20 %		0 人	20 %
宮城県仙台市	6 %	0 人	6 %

(4) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

(4) 特殊勤務手当(平成	31年4月1日現在)				
支給実績(平成30年度決算)				2,822	千円
支給職員1人当たり平均支	定給年額(平成30年度決	:算)		24, 540	円
職員全体に占める手当支約	合職員の割合(平成30年	度)		17. 6	%
手当の種類 (手当数)				8	
手当の名称	主な支給対象職員	主	な支給対象業務	左記職員に対する	支給単価
徴収手当	財務部収納課の職員	市税の	の滞納整理	月額 2,000円	
防疫作業手当		症患者若しくは感 の疑いのある患者 隻及び防疫作業等	日額 300円		
社会福祉業務手当	保健福祉部福祉課生 活保護係の職員	生活化	呆護業務	月額 4,000円	
行旅死亡人取扱手当			死亡人等の収容そ D措置	1回当たり 勤務時間内 1, 勤務時間外 2,	

特殊自動車運転業務手当	運転技士	特殊自動車の運転作業	日額 250円
社会福祉施設勤務手当	保育所に勤務する職 員		月額 2,000円
ごみ処理施設作業手当		清掃事業所での点検、 修理、検査等	日額 300円
税外収入徴収手当		諸収入金及び市営住宅 家賃の勤務公署外での 徴収	日額 100円

(5) 時間外勤務手当

区 分	支 給 実 績	職員1人当たり平均支給年額
平成30年度決算	175, 376 千円	297 千円
平成29年度決算	170,081 千円	297 千円

(6) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	①配偶者、父母等 6,500円 ②子 10,000円 16~22歳の子5,000円加算	同じ		49, 545 千円	209, 936 円
住居手当	借家・借間 支給限度額 27,000円	同じ		44,619 千円	264, 018 円
通勤手当	①交通機関(電車・バス等)の利用者限度額50,000円②交通用具(自動車等)利用者(通勤距離2km以上の場合)距離に応じ2,300円~24,500円	異なる	①限度額 55,000円 ②支給額 2,000円~ 31,600円	35, 989 千円	73, 598 円
管理職手当	部長 62,800円 参事 53,800円 課長 41,600円 主幹 29,100円 園長 24,200円	異なる	職務の級等に 応じて 31,700円~ 139,300円	32, 218 千円	503, 400 円
休日勤務手当	「勤務 1 時間当たりの給 与額×135/100」の額を支 給	異なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる	2, 157 千円	15, 979 円

寒冷地手当	①扶養親族のある世帯主 17,800円 ②その他の世帯主 10,200円 ③その他 7,360円	同じ		35, 102 千円	59, 194 円
単身赴任手当	30,000円+交通距離に応 じた加算額	同じ		0千円	0円
宿日直手当	勤務1回につき 4,400円	異なる	勤務の態様に よる支給額の 差がない	255 千円	4, 400 円
管理職員特別 勤務手当	①週休日等に4時間以上 勤務した場合 部長8,000円 課長6,000円 園長4,000円 ②週休日等以外の日の午 前0時から午前5時まで勤 務した場合 部長4,000円 課長3,000円 園長2,000円	異なる	職務の級等に 応じて 3,000円~ 18,000円	15 千円	7, 500 円

9 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

Σ	区 分	給料	月	額	等
4.4	市 長		877,000	円	
給料	副市長		707,000	円	
111	教育長		608,000	円	
+ n	議長		457,000	円	
報酬	副議長		383,000	円	
	議員		351,000	円	
期 末	市 長 副市長 教育長	(平成30年度支給	割合) 5.35 月分	}	
手当	議 長 副議長 議 員	(平成30年度支給	割合) 5.35 月分)	
		(算定方式)	(1其	別の手当額)	(支給時期)
退聯	市長	877,000×40.38 /100×在職月数	½ 16	5, 998, 364円	任期毎
職手	副市長	707,000×23.28 /100×在職月数	΄χ 7	7,900,300円	任期毎
当	教育長	608,000×18 /100×在職月数	, T 3	8,939,840円	任期毎
	備考				

備考 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市 長、副市長は48月、教育長は36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況(平成31年4月1日現在)

1週間の	勤務	時 間 の 割	振り
勤務時間	始業	終業	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後零時から1時間

2 年次休暇の状況(平成30年度)

総付与日数	日数総使用日数全期間在職職員数		1人当たり平均 取 得 日 数		
23, 296 日	7,053 日	588 人	12.0 日		

- 備考 (1) 「全期間在職職員数」は、当該年度の全期間在職した職員の合計とし、当該期間 の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事 由がある職員並びに派遣職員を除く。
 - (2) 「総付与日数」は、当該年度の初日において全期間在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計である。
 - (3) 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

3 病気休暇及び介護休暇の状況(平成30年度)

	区 分		規則	のべ人数
病	公務上又は通勤による負傷若しく	第12条第1号	1	
気	結核性疾患	第12条第2号	0	
休	上記以外の負傷又は疾病	3月以内	第10 条第9 円	8 8
暇	上記以外の負傷又は疾病	6月以内	第12条第3号	1 3
介護	· 休 暇	第20条	0	

- 備考 (1) 規則:北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則(平成7年北上市規則第10号)
 - (2) 当該年度において同一の者が複数回にわたって病気休暇を取得した場合は、その数を重複して計上している。

4 育児休業等の取得状況

(人)

区 分	男性職員	女性職員	合計
平成30年度中に新たに育児休業を取得した職員	0	2 2	2 2
平成29年度から引き続き育児休業を取得している職員	0	18	18
合 計	0	4 0	4 0
平成30年度中に新たに部分休業を取得した職員	0	0	0
平成29年度から引き続き部分休業を取得している職員	0	0	0
合 計	0	0	0
平成30年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員	0	0	0
平成29年度から引き続き育児短時間勤務を取得している職員	0	0	0
合 計	0	0	0

5 特別休暇の導入状況(平成31年4月1日現在)

区		分	規 期 第13条	休暇の期間
選挙権その他は	公民としての権利を	行使する場合	第1号	必要な期間
	、鑑定人、参考人等 会その他官公署へ出	として国会、裁判所、地方 頭する場合	第2号	必要な期間
	健康診断を受ける場 よる場合に限る。)	合(法令又は任命権者の定	第3号	必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等の場合			第4号	必要と認められる期間
力 ₹ 44 よ、○		発生した被災地又はその る生活関連物資の配布そ 援する活動	一定り号	
自発的かつ 報酬を得な い社会貢献	障害者支援施設、 の市長が定める活	特別養護老人ホーム等で 動	第5号	1年度において5日以
活動	しくは精神上の障 常態として日常生	「る活動のほか、身体上若 「害、負傷又は疾病により 「活を営むのに支障がある 日常生活を支援する活動	第5号] []

結婚する場合	第6号	週休日、休日を除く連 続する7日以内
妊娠に起因する障害 (病気休暇に該当する場合を除く)	第7号	10日以内
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	第8号	必要と認める期間
妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	第9号	適宜休息し、又は補食 するために必要な時間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	第10号	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間以内
8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産 する予定である女性職員の場合	第11号	出産の日まで
出産した場合	第12 号	出産の日の翌日から8週 間を経過する日まで
生後1年6月に達しない子の保育をする場合	第13号	1日2回それぞれ1時 間
小学校卒業までの子を養育する職員が、負傷若しくは疾病に かかったその子の看護又は疾病の予防のための世話を行う場 合	第14号	1年度において5日以 内(子が2人以上のと きは10日)
職員の保護する介助の必要な小学校就学前の者が、予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の予防接種、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合	第15号	必要と認められる期間
日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	第16号	1年度において5日以 内(要介護者が2人以 上のときは10日)
生理日の就業が著しく困難な場合	第17号	2日以内
職員の妻が出産する場合	第18号	病院に入院する等の日 から当該出産の日後2 週間を経過するまで、 3日以内
職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間 (多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から出産の日後 8週間の期間において、当該出産に係る子又は小学3年生ま での子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、育児参加 をする場合	第19号	5日以内
職員の親族が死亡した場合	第20号	親族により 1日~10日以内
配偶者、父母又は子の追悼のための特別の行事の場合	第21号	1日以内
勤続期間が25年に達する職員が、心身の活力の維持及び増進 又は自己研鑚を図る場合	第22号	翌2年度内で、週休 日、休日を除く連続す る5日以内

災害により職員の現住居が滅失又は損壊し、職員が当該住居 の復旧作業等をする場合	第23号	7日以内
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難 である場合	第24号	必要と認められる期間
災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合	第25号	必要と認められる期間
あらかじめ市長の承認を得て任命権者が定める場合	第26号	市長が承認した期間

備考 規則:北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則(平成7年北上市規則第10号)

分限及び懲戒処分の状況

公児加公の出泊 (平成20年度)

1 分限処分の状況 (平成30年度)	し 分限処分の状況 (平成30年度) (単位:人)						
処 分 事 由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計		
勤務実績がよくない場合	第28条第1項第1号	0	0		0		
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及 び第2項第1号	0	0	6	6		
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0		
職制、定数の改廃、予算の減少 により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	О		О		
刑事事件により起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0		
	合 計	0	0	6	6		

- (1) 職員のうち、地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況である。
 - (2) 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上して いる。

2 懲戒処分の状況(平成30年度)

2 懲戒処分の状況(平成30年度) (単位:人)						.)
処 分 事 由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	1	0	0	0	1
職務上の義務に違反し又は職務 を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
	合 計	1	0	0	0	1

- 備考 (1) 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況である。
 - (2) 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上して いる。

服務の状況

1 職務専念義務免除の状況(平成30年度)

区 分	のべ免除件数
職務専念義務免除	171件

- 備考 (1) 条例:北上市職員の職務に専念する義務の特例条例(平成3年北上市条例第26号)
 - (2) 規則:北上市職員の職務に専念する義務の特例規則(平成3年北上市規則第24号)
 - (3) 当該年度において同一の者が複数回にわたって職務専念義務を免除された場合は、その数を重複して計上している。

2 営利企業等の従事許可の状況 (平成30年度)

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可	8件 (1件)	8件 (1件)

備考 ()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

退職管理の状況

1 再就職の状況

1 开机帆	(V)	(1)4						
氏	名	生年月日	離職時	離職	再就職	再 就 職 先	再就職先の	再就職先に
	- 1	<u> </u>	の職	年月日	年月日	の名称	業務内容	おける地位
今野 好孝	,	S32. 10. 18	商工部長	Н30. 3. 31	Н30. 6. 1	北上商工会議所	商工業の振 興等	専務理事
小原善浩	1	S32. 8. 1	北上地区広 域行政組合 参事兼事務 局長	H30. 3. 31	Н30. 4. 1	社会福祉法人北 上市社会福祉協 議会	地域福祉の 推進等	センター長 兼相談員
松田 幸三	-	S33. 7. 17	企画部長	Н31. 3. 31	Н31. 4. 1	社会福祉法人北 上市社会福祉協 議会	地域福祉の推進等	常務理事兼 事務局長
阿部 裕子		S34. 3. 20	まちづくり 部長	Н31. 3. 31	Н31. 4. 1	一般財団法人日 本現代詩歌文学 館運営協会	日本現代詩 歌文学館の 管理運営	事務局次長
佐藤 秀城	Ϋ́	S33. 11. 11	財務部長	Н31. 3. 31	R1. 5. 29	一般財団法人北 上市文化創造	芸術文化の 創造支援等	常務理事兼 事務局長
藤枝 剛		S33. 5. 10	農林部長	Н31. 3. 31	Н31. 4. 1	藤根地区交流セ ンター	交流センタ一の管理運営	事務長
八重樫 信	治	S34. 1. 22	商工部参事	Н31. 3. 31	Н31. 4. 1	一般社団法人北 上観光コンベン ション協会	地域観光の振興	専務理事兼 事務局長
高橋 春男	i 7	S34. 3. 24	企画部総務 課主幹	Н31. 3. 31	Н31. 4. 1	西和賀町観光協 会	地域観光の 振興	観光振興マ ネージャー
及川 健二		S34. 4. 1	保健福祉部 長寿介護課 長	Н31. 3. 31	Н31. 4. 1	社会福祉法人北 上市社会福祉協 議会	地域福祉の 推進等	臨時職員
千田 研洋	<u> </u>	S33. 5. 15	西部学校給 食センター 所長	Н31. 3. 31	НЗ1. 4. 1	鬼柳地区交流センター	交流センタ ーの管理運 営	センター長

研修の状況

1 研修の状況 (平成30年度)

区分	内 容 等	主な研修(研修所)	回数	修了 者数
階層別基礎研修	職員の職位、職務に応じて 求められる能力の向上を目 的とした研修	新規採用職員研修 監督者級研修 管理者級研修	1 0	1 1 6
特定課題研修	職員の資質向上、職務遂行 能力の向上等を目的とした 研修	クレーム対応研修 接遇研修 法制実務研修	7	282
派遣研修	専門的知識、技能等の修得 を目的とした研修(研修所 へ職員を派遣)	市町村アカデミー 全国市町村国際文化研修所 全国建設研修センター	4 4	6 2

福祉及び利益の保護の状況

1 厚生制度の状況 (平成30年度)

区分	内 容	実	施 状	況
		対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
	胃部検診	3 3 3	3 0 9	92.8
	生活習慣病予防検診	6 2 5	6 1 2	97.9
	胸部検診	6 2 3	6 0 0	96.3
	大腸がん検診	3 8 9	3 6 7	94.3
	B・C型肝炎検査	108	1 0 5	97. 2
職員の保健に関	前立腺がん検診	5 2	5 2	100.0
すること	VDT検診	8	8	100.0
	乳がん検診	1 5 1	1 4 2	94.0
	子宮頸部がん検診	263	2 4 9	94.7
	人間ドック	_	8	_
	長時間労働者に対する 面接指導	_	1 2	_
その他厚生に関 すること	厚生施設委託事業 (実施:職員互助会)	本庁舎食堂及び売店の委託		

備考 地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

2 公務災害補償の状況

(1) 公務災害(平成30年度)

前年度末現在	受理件数	認定	件 数	取り下げ件数	年度末
未処理件数	文连什剱	公務上	公務外	取り下げ件数	未処理件数
0	4	4	0	0	0

備考 地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) に基づく職員の公務災害補償の状況である ((2)において同じ。)。

(2) 通勤災害(平成30年度)

前年度末現在	受理件数	認定	件 数	取り下げ件数	年度末
未処理件数	文连件数	公務上	公務外	取り下げ件数	未処理件数
0	0	0	0	0	0

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成29年度末係属件数	平成30年度中の新規要求件数	平成30年度末係属件数
0件	0件	0件

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

平成29年度末係属件数	平成30年度中の新規要求件数	平成30年度係属件数
0件	0件	0件